ハ　法第四十一条の三の二第二項に規定する高齢者等居住改修工事等に要した同項に規定する費用の額、同項第二項に規定する特定断熱改修工事等に要した同項に規定する費用の額又は同条第六項に規定する断熱改修工事等に要した同項に規定する費用の額

ニ　当該住宅の増改築等が法第四十一条の三の二第十五項に規定する特定取得に該当する場合には、その該当する事実

第十八条の二十三の二第十一項第三号中「増改築等住宅借入金等（」を「増改築等住宅借入金等又は断熱改修住宅借入金等（」に、「が特定借入金等」を「又は断熱改修住宅借入金等が特定借入金等」に、「増改築等住宅借入金等」を「住宅借入金等又は増改築等住宅借入金等の」を「住宅借入金等の」に改め、同号イ中「施行令第二十六条の四第二項」を「同条第二項」に改め、同号ホ⑴中「増改築等住宅借入金等」を「住宅借入金等」に改め、同条第十二項中「第四項」を「第五項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に、「より法第四十一条の」を「より法第四十一条第一項の」に改め、「第九項各号」の下に「に定める」を、「第十八条の二十三の二第十一項各号」の下に「に掲げる」を加え、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第十三項中「第二十六条の四第二十五項」を「第二十六条の四第二十三項」に改め、同条第十四項中「第二十六条の四第二十五項」を「第二十六条の四第二十三項」に改め、同条第十五項中「第二十六条の四第二十五項」を「第二十六条の四第二十三項」に改め、同条第十六項中「第四項」を「第五項」に、「（その増改築等住宅借入金等」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額（当該増改築等住宅借入金等又は当該断熱改修住宅借入金等」に、「これらの増改築等住宅借入金等」を「当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等」に改め、同項第三号及び第四号中「増改築等住宅借入金等」の下に「又は断熱改修住宅借入金等」を加え、同条第十六項中「第四項の」を「第五項の」に改め、「増改築等住宅借入金等」の下に「又は断熱改修住宅借入金等」を、「前条第九項各号」の下に「に定める」を、「第十八条の二十三の二第十一項各号」の下に「に掲げる」を加え、同条第十七項を削り、同条第十八項中「第四項の」を「第五項の」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第五号中「同条第五項」を「同条第六項」に、「又は特定断熱改修工事等」を「又は当該特定断熱改修工事等」に改め、同項第九号中「（施行令」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額（施行令」に、「及び」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額及び」に改め、「又は第六項」を削り、「とされる」を「又は同条第七項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額とされる」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第四項」を「第五項」に、「次条第十八項第八号」を「次条第十七項第八号」に改め、「増改築等住宅借入金等」の下に「の金額又は断熱改修住宅借入金等」を加え、「同条第三項の」を「同条第六項の」に改め、同項を同条第十八項とする。

第十九条の四第四項を削り、同条第五項中「法第四十一条の十二第九項第二号」を「施行令第二十六条の十一第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とする。

第十九条の五を次のように改める。

（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）

第十九条の五　施行令第二十六条の十七第三項に規定する財務省令で定めるものは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関とする。

2　法第四十一条の十二の二第六項第一号ニに規定する財務省令で定める公社債は、確定利率により利子が支払われる公社債で当該利率が年〇・五パーセント未満（その発行の日から償還期限までの期間が十年以上十五年未満のものにあつては年〇・四パーセント未満とし、当該期間が八年以上十年未満のものにあつては年〇・三パーセント未満とし、当該期間が七年以上八年未満のものにあつては年〇・二パーセント未満とし、当該期間が七年未満のものにあつては年〇・一パーセント未満とする。）のものとする。

3　施行令第二十六条の十七第七項に規定する財務省令で定める事由は、同条第六項に規定する内国法人（次項において「内国法人」という。）が、その有する法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債（以下この項及び第五項において「割引債」という。）につき施行令第二十六条の十七第七項に規定する割引債管理契約（次項において「割引債管理契約」という。）を締結した同条第六項に規定する金融商品取引業者等（以下この項及び次項において「金融商品取引業者等」という。）に対し、当該割引債を他の金融商品取引業者等の営業所（同条第六項に規定する営業所をいう。以下この項及び次項において同じ。）へ移管する旨の依頼があつたこととし、同条第七項に規定する財務省令で定める金融商品取引業者等の営業所は、当該依頼に基づき当該割引債の移管を受けた金融商品取引業者等の営業所とする。

4　金融商品取引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を各内国法人別に整理し、当該各号に定める日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

一　当該金融商品取引業者等の営業所の長が作成した施行令第二十六条の十七第八項の帳簿　当該帳簿を閉鎖した日

二　当該金融商品取引業者等が締結した割引債管理契約に係る契約書　当該割引債管理契約の終了の日

5　施行令第二十六条の十七第九項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　法第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により徴収した所得税を納付する者の名称及び所在地

二　その月において法第四十一条の十二の二第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税の額

三　その月において支払又は交付をした割引債の法第四十一条の十二の二第一項第一号に規定する償還金の額

四　その他参考となるべき事項

6　前項の計算書の書式は、別表第九㈡による。

第十九条の五の二を削る。

第十九条の六を次のように改める。

（特定割引債の償還金の支払通知書の記載事項等）

第十九条の六　法第四十一条の十二の二第八項に規定する償還金の支払者は、同項の規定により、同項に規定する支払を受ける者ごとに、その者に関する同項に規定する特定割引債の償還金（以下この条において「特定割引債の償還金」という。）の次に掲げる事項を記載した通知書を、その支払を受ける者に交付しなければならない。

一　その支払を受ける者の氏名及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、所得税法施行規則第八十一条第一号又は第二号に定める場所）

二　その支払の確定した特定割引債の償還金の額及びその支払の確定した日

三　前号の金額につき源泉徴収をされる所得税の額

四　種類別及び名称別の法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の額面金額

五　その支払の際に課された外国所得税（法第四十一条の十二の二第五項に規定する外国所得税の額をいう。）の額

六　その支払を受ける者が国税通則法第百十七条第二項の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所

七　その他参考となるべき事項